

徳島県規則第三号

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（昭和三十四年徳島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表の一の徳島県情報公開審査会委員の項の項名を「徳島県情報公開・個人情報保護審査会の委員及び臨時委員」に改め、同一の徳島県個人情報保護審査会委員の項を削る。

別表の二の国民健康・栄養調査員の項中「七、二〇〇円」を「七、四〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。